

介護ロボット等導入支援事業補助金に関する Q&A

介護ロボット	
質問	回答
1 交付申請は1法人につき1事業所までしか申請できないなどの制約はあるか。 また、介護ロボットの補助台数に上限はあるか。	原則として制約はありませんが、予算の範囲内での交付を行うため、申請件数が多く、予算超過となった場合等にはそのような調整をさせていただくことがあります。 具体的には、ご提出いただいた各事業所からの申請書類をとりまとめた結果、調整が必要な場合は、別途ご連絡をさせていただきます。
2 別事業で、既に介護ロボットの補助を受けた場合は、当該事業による申請はできないのか。	別の補助事業で導入等した介護ロボットについては、重複して補助を受けることはできません。 新たに導入する介護ロボットで他の補助を受けておらず、かつ受ける予定もないものについては補助対象となります。
(令和3年8月12日追加) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。	申請時点で介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可を受けている和歌山県内所在の事業所が対象となります。
3 補助対象となる介護ロボットにはどのようなものがあるか。	具体的には、経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボットなどが対象となります。県長寿社会課のホームページに掲載しておりますので参考にしてください。 ※和歌山県介護ロボット等導入支援補助金交付要綱第2条第1項、同第3条別表、厚生労働省が定める介護ロボットの定義(別添1)、本Q&A等への適合性をご確認願います。
4 付属品は補助対象に含まれるか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、介護ロボットとしての最低限の機能の一部として考えられるものであれば対象になります。
5 介護ロボットの導入時の工事費用や、導入後のメンテナンス費用は補助対象になるのか。	介護ロボットの購入代金、リース契約料又はレンタル料(補助金交付決定があった年度の支払分のみ対象)、運搬費、配送料、初期設定・設置費用が 補助対象 であり、通信費、メンテナンス費用は 対象外 となります。 その他の対象外となる経費については、補助金交付要綱第3条別表に記載されているのでご確認願います。

	質問	回答
6	<p>「介護ロボット等導入計画書」及び「介護ロボット等使用状況報告書」にはどのようなことを記載すればよいか。</p>	<p>「介護ロボット等導入計画書」には、導入後、どのように使用し、どのような効果を見込んでいるのかなどについて記載してください。また、3/4の補助率を適用する場合は、上記に加えて「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン(パイロット事業改訂版)」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)を参考にしつつ、介護ロボット導入後に見込む人員体制なども記載してください。</p> <p>「介護ロボット等使用状況報告書」は、導入後の使用状況、導入効果、使用しての感想について記載してください。また、3/4の補助率を適用する場合は、上記に加えて介護ロボット導入後の人員体制なども記載してください。</p> <p>報告書は、介護ロボット等導入後、3年間は県に提出をしていただく必要があります。また、他の介護事業所が導入を検討する際の参考として活用していただくため、報告書の情報を県HPに掲載する場合があります。申請書等の様式の中に記載例を掲載しておりますので、参考にしてください。</p>
7	<p>当該補助金以外の介護ロボットを導入した場合にも「介護ロボット等導入計画書」等は作成しなければならないのか。</p>	<p>「介護ロボット等導入計画書」等は、当該補助制度により導入した介護ロボット等について作成するものなので、作成していただく必要はありません。</p>
8	<p>契約、導入はいつ行えば良いのか。製造業者の都合で今年度内に導入できないかもしれないが、そのような場合でも補助対象になるのか。</p>	<p>県からの交付決定通知を受け取った後に、当該年度内(3月31日まで)に契約、支払い、納品、導入の全てを完了させてください。</p> <p>※補助金交付決定前に契約を締結したもの及び年度を越えてから支払われたものは補助対象となりません。そのため、期間に余裕をもって発注をされることをお勧めします。</p>
9	<p>リース又はレンタルの場合で、年度途中で導入をした場合の申請額はどうか。 また、来年度以降支払うリース料は対象となるのか。</p>	<p>申請額は月割をして、導入日から年度内(導入した年度の3月31日)までの分となります。令和3年度においては、令和4年3月31日までに支払いが完了したもののみが補助対象となります。来年度以降に支払われるリース又はレンタル料は補助対象とはなりません。</p>
10	<p>リース又はレンタル期間を3年未満に設定することは可能か。</p>	<p>介護ロボットの導入後、3年間介護ロボット導入後の使用状況及び効果を検討していただくこととなっております。リース又はレンタル期間は満3年間以上としてください。</p>
11	<p>介護ロボットを運用するために通信回線機器(Wi-Fiルーター、モバイル端末等)を整備する必要があるが、それらの購入費は対象となるのか。 また、見守り支援機器で、いくつかの構成要素があり、機器数の数え方が判然としないものがあるが、その場合の機器数の数え方はどうすればよいか。</p>	<p>見守り機器導入に伴う通信環境の整備についてのみ、補助対象となります。</p> <p>また、質問の場合の機器数の数え方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず、介護ロボットとしての要件を満たすための構成要素を全て満たしたものを合算で1機器とし、補助額を算定します。 ・以後は、本体(見守り用のカメラ等)等がそれぞれ1機器として、補助額を算定します。 <p>※提出される見積書等の記載に当たっては、上記が明確に判別可能となるようご留意願います。</p>

	質問	回答
12	見守り機器導入に伴う通信環境整備が補助対象となっているが、具体的な補助対象としてはどのようなものか。	<p>具体的な対象は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費 (配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など) ・職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム ・介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費 (介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア(既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む)、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等)
13	既に見守り機器を導入している場合において、効果的に活用するために必要な通信環境の整備を行う場合は補助対象となるか。	対象となります。
14	見守り支援機器と連動するパソコン、タブレット、モバイル端末は補助対象に含めてよいか。	機器の稼働に不可欠な専用の受信・制御機器であれば含まれますが、汎用性のあるパソコン、タブレット、モバイル端末は含まれません。
ICT		
15	既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加することにより一気通貫となる場合は対象となるのか。	対象となります。
16	複数の介護ソフトを連携させて、一気通貫となる場合は対象となるのか。	対象となります。
17	毎月費用を支払う介護ソフトは、「1年分の経費」が対象となるのか、それとも「3月末までの経費」が対象となるのか。	3月末までの経費が対象となります。
18	介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、「全額」が補助対象となるのか、それとも按分して「3月末までの経費」が対象となるのか。	使用権(ライセンス)購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型の介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、全額補助対象となります。
19	介護ソフトをリースで導入する場合、介護ロボットと同様に満3年以上の契約にする必要はあるか。	ICTについては、介護ロボットとは異なり、リース契約の期間に定めはありません。ただし、補助対象となる経費の考え方については介護ロボット同様「3月末まで」の経費が対象となります。

	質問	回答
20	(令和3年8月12日追記) ICT導入に要する経費のうち、タブレット端末等ハードウェアの対象は具体的にどのようなものが対象となるのか。	タブレット端末等ハードウェアは、事務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象です。 例えば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とし、生産性向上の観点から事業所に置くパソコン(ノートパソコン・タブレットパソコンを含む)やプリンターは対象外となります。
21	ICT導入に要する経費として、バックオフィス業務(人事、給与、ホームページ作成などの業務)が単体となっているソフトの導入に要する経費は補助対象となるのか。	対象となります。 ただし、介護ソフトにより一気通貫を満たしていることが前提となります。
22	ICT導入にあたり、既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合に、新たにタブレット端末等のみ導入する場合も補助対象となるのか。	対象となります。 ただし、介護ソフトにより一気通貫を満たしていることが前提となります。
23	職員数の算出にあたり、管理者等の直接的な業務に携わらない職員も対象となるか。 また、対象となるのは常勤の職員のみか。	訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も含まれます。 また、常勤・非常勤の別は問いません。
24	職員数については、どのように算出すればよいか。	申請時点における常勤換算方法により算出された人数を職員数(小数点以下は四捨五入)としますが、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、職務の性質上、実人員として差し支えありません。
25	(令和3年8月12日追記) 補助額の合計が補助基準額の範囲内であれば、2回目の補助が可能とあるが、具体的にはどのように考えればよいか。	補助上限額は、申請年度の基準額からそれまで受けた補助金の合計額を控除した額となります。なお、この場合の職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数(常勤換算)で少ない方の区分により算定します。

	質問	回答
26	「タブレット端末等の導入において、介護ソフトをインストールのうえ、業務に限定して使用するものであること。」と要綱には書かれているが、具体的にどのようなことに注意すればよいか。	本補助事業の目的以外の使用の防止を徹底するとともに、私物ではなく業務用であることを明確にするための表示（シール貼付等）を行うなど各事業所において適切な対応をお願いします。
27	タブレット端末や介護ソフトウェアにも色々あるが、導入の際に気を付けることはあるか。	タブレット端末については、音声入力機能のついたものを導入し、積極的なご活用をお願いします。また、LIFEによる情報収集に対応した介護ソフトの導入をお願いします。
28	セキュリティ対策として参考とするものはあるか。	セキュリティ対策については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」（令和3年1月）を参考にしてください。
29	ICTを導入した補助事業者は、LIFEによる情報収集に協力することとあるが、具体的な収集項目としてはどのようなものがあるか。	収集する項目としては、ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために構築するデータベースに必要な情報となります。 具体的には、厚生労働省「科学的介護」 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html を参照してください。
30	提出することとなる「介護ロボット等導入計画書」にはどのようなことを記載すればよいか。 また、別に定めるICT使用状況に係る報告書などはどのように使われるのか。	介護ロボット等導入計画書のうちICT導入計画部分に、導入後、どのように使用し、どのような効果を見込んでいるのかなどについて記載し、また、3/4の補助率を適用する場合は、上記に加えてLIFEの利用申請の有無、事業所内・事業所間のデータ連携の状況もあわせて記載してください。 県ホームページへ導入事例として掲載し周知するとともに、国へ報告を行う際等に活用させていただきます。 導入された場合は、施設のホームページに掲載していただいたり、施設の中に分かりやすく掲示していただくなど、幅広い周知へのご協力をお願いします。
31	ICT導入に要する経費に対する補助金について、例えば1法人で複数のサービスや事業所を展開している場合の事業所の数の考え方はどうなるのか。	許可又は指定を受けた介護サービス種別毎に1事業所として計算します。
32	テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会（オンライン面会）を行う際に本事業により導入したタブレットを使用してもよいか。	差し支えありません。ただし、オンライン面会を目的としてタブレット等端末を導入することは、本事業の補助対象外となるので、ご注意ください。
33	どのような資料を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組みばよいか。	「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」（厚生労働省老健局・令和2年3月発行）や「居宅サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引きVer.1.1」（厚生労働省老健局振興課・平成28年度）を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組んでください。